

(未定稿)

インボイス説明資料

令和4年5月

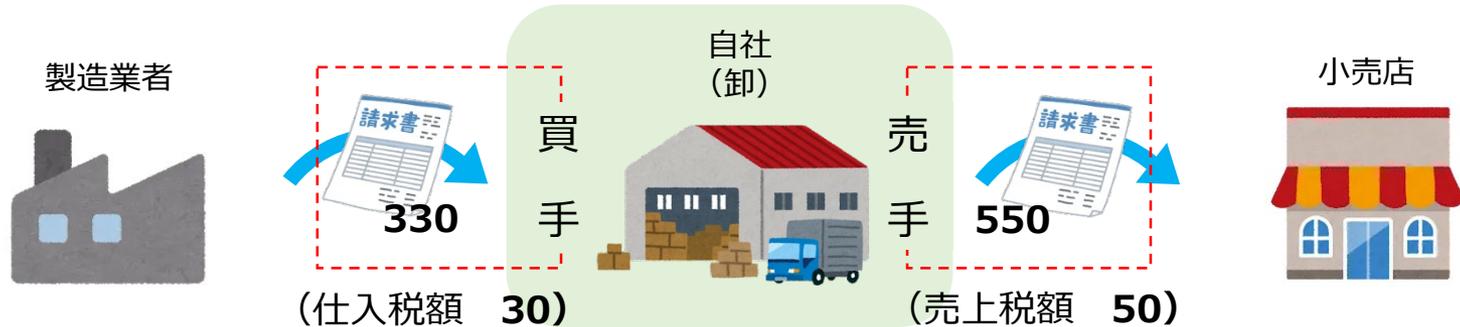
財務省主税局税制第二課

消費税の税額計算と仕入税額控除について

○消費税の税額計算

$$\text{売上税額} - \text{仕入税額} = \text{納税額}$$

→ 「**仕入税額控除**」



○仕入税額控除の要件

現行制度

~2019年9月 (請求書等保存方式)	2019年10月~2023年9月 (区分記載請求書等保存方式)	2023年10月~ (インボイス制度)
仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存
請求書等の客観的な証拠書類の保存	一定の記載事項が追加された請求書等(区分記載請求書等)の客観的な証拠書類の保存	適格請求書(インボイス)の保存

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

○ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

複数税率下において適正な課税を確保する観点から導入される、仕入税額控除制度

★適格請求書（インボイス）⇒ **売り手が、買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段**

【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年間における
暫定的な仕入税額控除方式

～2023年9月

【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	：
合 計	43,600円
(10%対象	22,000円)
(8%対象	21,600円)

※は軽減税率対象

【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

（ポイント）

- 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら“追記”が可能
- 免税事業者でも発行可能
- 区分記載請求書の“交付義務”はない

【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】

2023年10月～

【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△ (T1234…)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	：
合 計	43,600円
10%対象 22,000円 内税	2,000円
8%対象 21,600円 内税	1,600円

※は軽減税率対象

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 消費税額

（ポイント）

- 交付するインボイスは、これまでの請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ（受領者による“追記”は不可）
- 免税事業者は発行不可（発行するには課税事業者となり税務署長に登録を受ける必要）
- 登録した事業者は、買い手の求めに応じてインボイス交付義務・写しの保存義務が発生

支払通知書のインボイス対応 (イメージ)

- 区分記載請求書等保存方式、適格請求書等保存方式においても、仕入明細書による仕入税額控除が認められる。その場合、以前（請求書等保存方式）同様に課税仕入れの相手方（売り手）の確認を受けたものに限られる点に留意。
- 区分記載請求書等保存方式による追加事項：①軽減対象資産の譲渡等である旨
②税率ごとに区分して合計した支払対価の額
- 適格請求書等保存方式（インボイス制度）による追加事項
：上記①② + ③課税仕入れの相手方（売り手）の登録番号 ④適用税率及び消費税額等
- 仕入明細書の記載事項は、1つの書類のみで満たしている必要はなく、相互の関連が明確な複数の書類（例えば納品書と支払通知書など）全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類をインボイスとすることが可能。

以前（請求書等保存方式時）使用されていた支払通知書

支払通知書
 売り手 ●●(株) 御中
 買い手 ○年○月○日 (株) △△
 ※送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計 226,800円

月	日	取引	伝票番号	支払金額(税抜き)
4	1	仕入	123	2,600
	3	仕入	456	5,900
	4	仕入	789	30,000
			...	
合計	仕入額		税率	消費税額等
	210,000円		8%	16,800円

仕入伝票(納品書)
 ○年4月1日 伝票No.123

(品名)	(数量)	(税抜金額)
食品	1	2,000
日用品	1	600

課税仕入れの相手方（売り手）の登録番号を記載

課税仕入れの相手方（売り手）の確認を受けたことを示す文言



軽減税率制度・インボイス制度対応

支払通知書
 売り手 ●●(株) 御中
 買い手 ○年○月○日 (株) △△
 T123456...
 ※送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	伝票番号	支払金額(税抜き)	
4	1	仕入	123	8%	2,000
				10%	600
	3	仕入	456	8%	5,900
	4	仕入	789	10%	30,000
			...		
合計	仕入額		消費税額等		
	8%対象		100,000円	8,000円	
	10%対象		110,000円	11,000円	

仕入伝票(納品書)
 ○年4月1日 伝票No.123

(品名)	(数量)	(税抜金額)
食品※	1	2,000
日用品	1	600

(注)※は軽減税率対象

税率ごとに分けて作成することも可能

インボイスの端数処理ルールと記載例について

- 現行の区分記載請求書では、消費税額が記載事項になっていないため、端数処理のルールは定められていない。
- 一方、インボイスでは、端数処理のルールが定められており（一のインボイスにつき、税率の異なるごとに1回）、税率ごとに合計した対価の額に税率を乗じて消費税額を求めることになる。
- 以上のことから、明細行ごとの端数処理等を行っている場合には、請求書等に係るシステム改修が必要となる。

<記載例①（税抜金額を基に消費税額を計算する場合）>

【区分記載請求書】

インボイス後は不可

~~請求書~~

○年○月○日

○○(株) 御中

(株)△△

請求金額（税込み） 60,195円

※は軽減税率対象 ○年○月○日取引分

品名	数量	単価	金額(税抜)	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	1,108
ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
花	57	77	4,389	438
肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計			27,060	2,163
10%対象計			28,158	2,814

合算

(注) 売上税額の計算は、総額から割り返して計算するため、上記の消費税額とは一致せず、例えば8%対象は、 $(27,060 + 2,163) \times 8/108 \approx 2,164$ となる。

【インボイス】

請求書

○年○月○日

○○(株) 御中

(株)△△

請求金額（税込み） 60,197円 (T123...)

※は軽減税率対象 ○年○月○日取引分

品名	数量	単価	金額(税抜)	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	(注) -
ピーマン ※	197	67	13,199	-
花	57	77	4,389	-
肥料	57	417	23,769	-
8%対象計			27,060	2,164
10%対象計			28,158	2,815

(注) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えない。ただし、左図のように行ごとに計算した消費税額の合計額とは一致しないことに留意（8%対象：2,163 ⇔ 2,164）。

<記載例②（税込金額を基に消費税額を計算する場合）>

【インボイス】

パターン1：税込単価により税込金額を算出

請求書

〇年〇月〇日

〇〇(株) 御中

(株)△△
請求金額（税込み） 60,195円 (T123…)

※は軽減税率対象 〇年〇月〇日取引分

品名	数量	単価(税込)	金額(税込)	消費税額
トマト ※	83	180.36	14,969	(注) -
ピーマン ※	197	72.36	14,254	-
花	57	84.7	4,827	-
肥料	57	458.7	26,145	-
8%対象税込計（内税）			29,223	端数処理 → (2,164)
10%対象税込計（内税）			30,972	端数処理 → (2,815)

(注) 個々の商品ごとの内消費税額を参考として記載することは、差し支えない。

【インボイス】

パターン2：個々の商品ごとに消費税額を算出し、税抜金額と合計することで税込金額を算出

請求書

〇年〇月〇日

〇〇(株) 御中

(株)△△
請求金額（税込み） 60,195円 (T123…)

※は軽減税率対象 〇年〇月〇日取引分

品名	数量	単価	金額(税抜)	消費税額	税込金額
トマト ※	83	167	13,861	(注) 1,108	14,969
ピーマン ※	197	67	13,199	1,055	14,254
花	57	77	4,389	438	4,827
肥料	57	417	23,769	2,376	26,145
8%対象税込計（内税）				29,223	端数処理 → (2,164)
10%対象税込計（内税）				30,972	端数処理 → (2,815)

(注) 税込金額を算出するに当たっての個々の商品ごとの消費税額は、値決めに当たっての参考でしかなく、端数処理に関しては事業者の任意。（インボイスの記載事項としての消費税額の端数処理ではない）

何をインボイスとするか①

ケース1 各納品書をインボイスとする場合

インボイスに記載された消費税額は、納品書A:9円+納品書B:9円=18円

インボイス	○株式会社 御中 納品書 RO. 7. 5 No.A				
○					
保存義務					
買手:○ 売手:○					
	品名	税抜金額			
	かんづめa1*	35			
	かんづめa2*	35			
	発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額
	8%対象合計	70	8%	5	75
	10%対象合計	46	10%	4	50
					登録番号:T1234...
					■株式会社

※は軽減税率対象品目

1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回

インボイス	○株式会社 御中 納品書 RO. 7. 20 No.B				
○					
保存義務					
買手:○ 売手:○					
	品名	税抜金額			
	かんづめb1*	35			
	かんづめb2*	35			
	発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額
	8%対象合計	70	8%	5	75
	10%対象合計	46	10%	4	50
					登録番号:T1234...
					■株式会社

※は軽減税率対象品目

1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回

インボイス	○株式会社 御中 請求書 RO. 7. 31		
×			
保存義務			
買手:× 売手:×			
	今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。		
	請求金額	:	250 (税込金額)
	■株式会社		

ケース2 月次請求書をインボイスとするケース

インボイスに記載された消費税額は、請求書:20円

インボイス	○株式会社 御中 納品書 RO. 7. 5 No.A	
×		
保存義務		
買手:× 売手:×		
	品名	税抜金額
	かんづめa1	35
	かんづめa2	35
	発泡酒	46
	合計	116
	■株式会社	

インボイス	○株式会社 御中 納品書 RO. 7. 20 No.B	
×		
保存義務		
買手:× 売手:×		
	品名	税抜金額
	かんづめa1	35
	かんづめa2	35
	発泡酒	46
	合計	116
	■株式会社	

インボイス	○株式会社 御中 請求書 RO. 7. 31			
○				
保存義務				
買手:○ 売手:○				
	(納品日)	(品名)	(税抜金額)	
	7月5日	かんづめa1*	35	
	⋮	⋮	⋮	
		税抜金額	税率	消費税額
	8%対象合計	140	8%	11
	10%対象合計	92	10%	9
		請求金額	252	
	登録番号:T1234...			
	■株式会社			

※は軽減税率対象品目

1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回

(注)各書類中、太文字(ゴシック体)がインボイス「記載事項」を示す。

何をインボイスとするか②

ケース3 相互の書類を一体としてインボイスとする場合

①納品書毎に端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、納品書A:9円+納品書B:9円=18円

インボイス	納品書				
○ _(※)	○株式会社 御中		RO. 7. 5 No.A		
保存義務	品名	税抜金額			
	かんづめa1※	35			
	かんづめa2※	35			
	発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額
買手:○ 売手:○	8%対象合計	70	8%	5	75
	10%対象合計	46	10%	4	50
	※は軽減税率対象品目 ■株式会社				

1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回

インボイス	納品書				
○ _(※)	○株式会社 御中		RO. 7. 20 No.B		
保存義務	品名	税抜金額			
	かんづめb1※	35			
	かんづめb2※	35			
	発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額
買手:○ 売手:○	8%対象合計	70	8%	5	75
	10%対象合計	46	10%	4	50
	※は軽減税率対象品目 ■株式会社				

1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回

インボイス	請求書				
○ _(※)	○株式会社 御中		RO. 7. 31		
保存義務	今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。				
買手:○ 売手:○	請求金額 : 250		(税込金額)		
	(内訳) 納品書No.A、納品書No.B				
	登録番号:T1234... ■株式会社				

②月次請求書でまとめて端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、請求書:20円

インボイス	納品書				
○ _(※)	○株式会社 御中		RO. 7. 5 No.A		
保存義務	品名	税抜金額			
	かんづめa1※	35			
	かんづめa2※	35			
	発泡酒	46			
買手:○ 売手:○	合計	116			
	※は軽減税率対象品目 ■株式会社				

インボイス	納品書				
○ _(※)	○株式会社 御中		RO. 7. 20 No.B		
保存義務	品名	税抜金額			
	かんづめb1※	35			
	かんづめb2※	35			
	発泡酒	46			
買手:○ 売手:○	合計	116			
	※は軽減税率対象品目 ■株式会社				

インボイス	請求書				
○ _(※)	○株式会社 御中		RO. 7. 31		
保存義務	今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。				
買手:○ 売手:○	請求金額 : 252		(税込金額)		
	(内訳) 納品書No.A、納品書No.B				
	登録番号:T1234... ■株式会社				

	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	140	8%	11	151
10%対象合計	92	10%	9	101

1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回

※ 納品書と請求書に別々に記載された「記載事項」を合わせて「インボイス」とする
(注) 各書類中、**太文字(ゴシック体)**がインボイス「記載事項」を示す。

インボイス制度における税額計算の方法について

○ インボイス制度における税額計算の方法は以下のとおり区分される。

【売上税額】

原則 **総額割戻し計算** : 税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額に税率を乗じて計算

例外 **インボイス積上げ計算** : 交付したインボイスの写しの保存を要件に、当該写しに記載された消費税額等を積み上げて計算

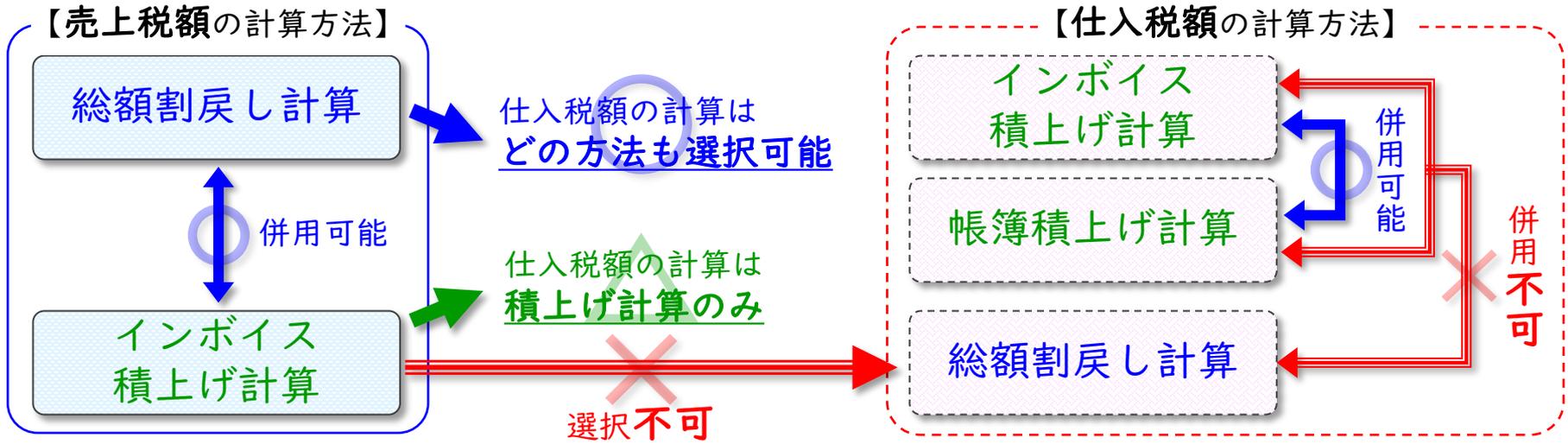
【仕入税額】

原則 **インボイス積上げ計算** : 受領したインボイスに記載された消費税額等を積み上げて計算

例外 ① **帳簿積上げ計算** : 課税仕入れの都度、仮払消費税額等（端数は切り捨てて又は四捨五入）を帳簿に計上している場合に、当該仮払消費税額等を元に計算

② **総額割戻し計算** : 税率の異なるごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額を税率を元に割り戻して計算

○ それぞれの適用関係は以下のイメージのとおり。



(注) 「併用可能」とは、課税期間中における計算方法を、事業者の任意で併用することが可能なことを意味している。そのため、複数の事業ごと（小売業はインボイス積上げ、その他の業は総額割戻しなど）や、取引相手ごと、月ごとに異なる方法を併用すること等も可能。なお、売上税額について一部でもインボイス積上げ計算を行った場合、仕入税額について総額割戻し計算は選択できなくなる点に留意。 8

口座振替・口座振込による家賃等の支払いにおけるインボイス対応

- 通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引(例:事務所家賃の支払い、専門家への報酬)であっても、仕入税額控除を受けるためには、インボイスの保存が必要。
- インボイスとして必要な記載事項は、一の書類だけで全てが記載されている必要なく、例えば、契約書にインボイスとして必要な記載事項の一部が記載されており、実際に取引を行った事実を客観的に示す書類(通帳や、銀行が発行した振込金受取書)とともに保存しておけば、仕入税額控除の要件を満たす(※)こととなる。

(※) 制度開始前に既に契約書を作成している場合には、新たに契約書を作成する必要はなく、登録番号等のインボイス記載事項として不足している事項を賃貸人から通知を受けることにより対応することも可能。

【新規契約における対応イメージ】

- ・ 発行者の名称及び登録番号
- ・ 取引の相手方の名称
- ・ 取引の内容

- ・ 税率ごとの対価の合計額及び適用税率
- ・ 消費税額等

建物賃貸借契約書

賃貸人〇〇(株) (登録番号: T1234...) と賃借人××(株)とは、〇〇(株)が所有する賃貸借の目的物について、次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第〇条 (賃料)
賃料は1カ月165,000円(消費税率10%・うち消費税15,000円)とし、××(株)は〇〇(株)に対し、毎月末日までに、その翌月分を〇〇(株)の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

+

振込金受取書

令和6年3月31日

金額	¥	1	6	5	0	0	0
先方銀行	△銀行 霞が関支店						
お預金種目	普通	口座番号	123456				
お受取人	〇〇(株)様						
ご依頼人	××(株)様						

賃借人である××(株)は、契約書と振込金受取書等※を保存することで仕入税額控除可

※ 口座振替による支払いの場合、振込金受取書の交付は受けないため、通帳

・ 実際に行なった事実を客観的に示す書類(課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの)

【既存契約における対応イメージ】

建物賃貸借契約書

賃貸人〇〇(株)と賃借人××(株)とは、〇〇(株)が所有する賃貸借の目的物について、次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第〇条 (賃料)
賃料は1カ月165,000円とし、××(株)は〇〇(株)に対し、毎月末日までに、その翌月分を〇〇(株)の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

※既存の契約内容では「登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」の記載が不足している

+

令和5年10月以降のご案内

建物賃貸借契約書と併せて本書の保管をお願いいたします。

登録番号: T1234...
消費税率: 10%
消費税額: 15,000円

メールなど電子的方法による通知も可能

- ・ 登録番号
- ・ 適用税率
- ・ 消費税額等

+

上記同様、振込金受取書等を保存

適格請求書等保存方式における特例について

- 適格請求書等保存方式においては、原則として帳簿と「適格請求書」などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。また、適格請求書発行事業者（売り手）は、課税事業者の求めに応じて、適格請求書の交付義務が生じる。
- ただし、**事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な一定のもの**は、**適格請求書の交付義務が免除**される。
- また、**適格請求書の交付を受けることが困難な一定の場合**は、（売り手の適格請求書交付義務の有無にかかわらず）**買い手は一定の記載をした帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能**となる。

<売り手の特例>

<適格請求書の交付義務免除>

- 卸売市場に委託して行う生鮮食料品等の譲渡
- 農協等における無条件委託・共同計算による農林水産物の譲渡
- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス

下3つは、売り手の適格請求書交付義務は免除されないが、
買い手は帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能

<買い手の特例>

<卸売市場、農協等が発行した書類の保存>

- 卸売市場、農協等から行う一定の農林水産物の仕入れ

<帳簿のみ保存>

- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による購入
- 郵便切手を対価とする郵便サービス
- 適格請求書発行事業者が発行した入場券等で使用時に回収されるもの
- 古物商や質屋等が仕入れる古物、質物等
- 従業員等に支給する出張旅費等

<<帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項等>>

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ④ 対価の額
- ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地(注)
- ⑥ 特例の対象となる旨

(注) 国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

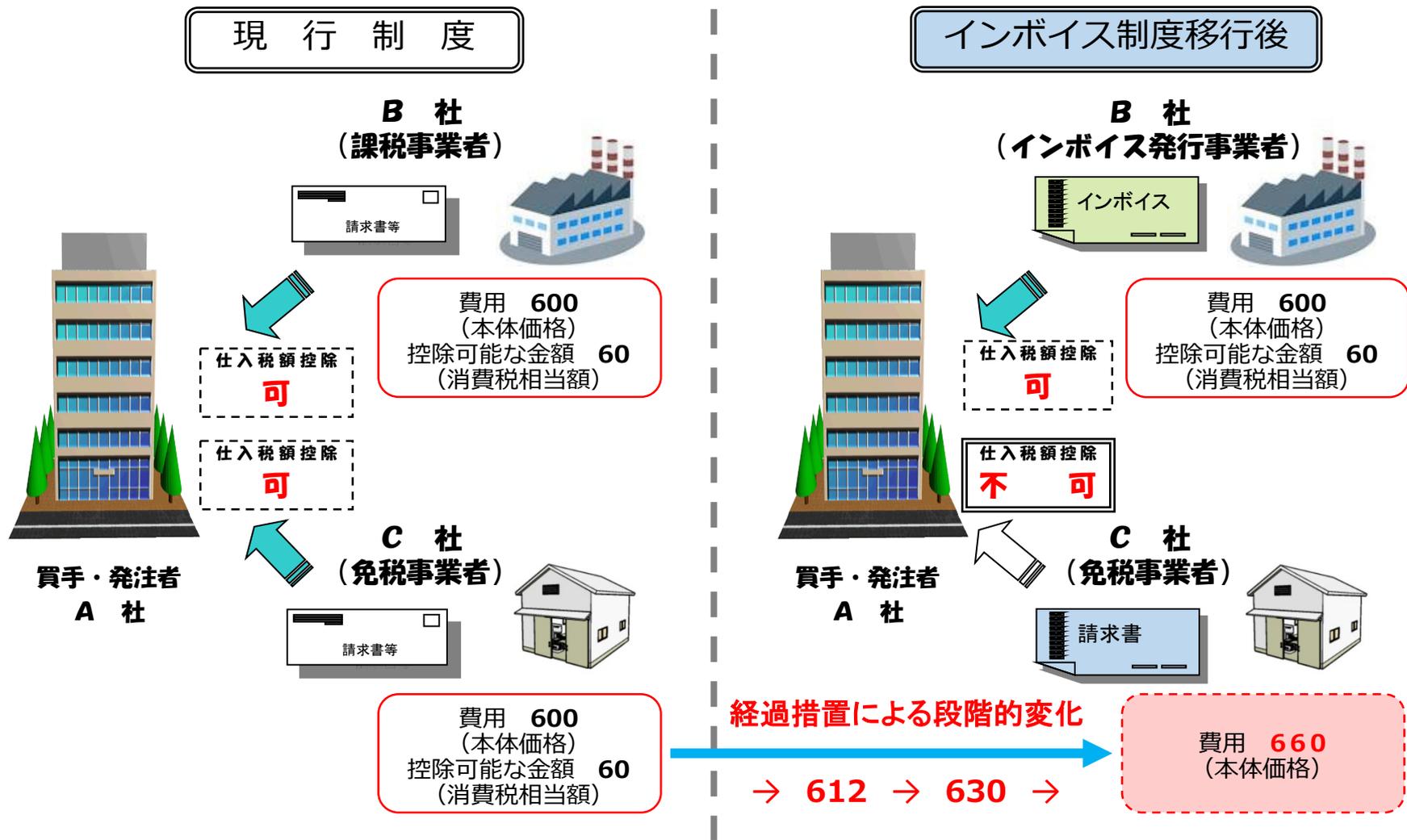
記載例（公共交通機関特例の場合）

総勘定元帳（仕入）					
XX年 月日	摘要		税区分	借方(円)	
4 3	J R ●●	運賃 公共交通機関	10%	300	
4 4	○○地下鉄	運賃 公共交通機関	10%	300	

※ 公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者になるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要

インボイス制度への移行に伴う買手による価格の捉え方

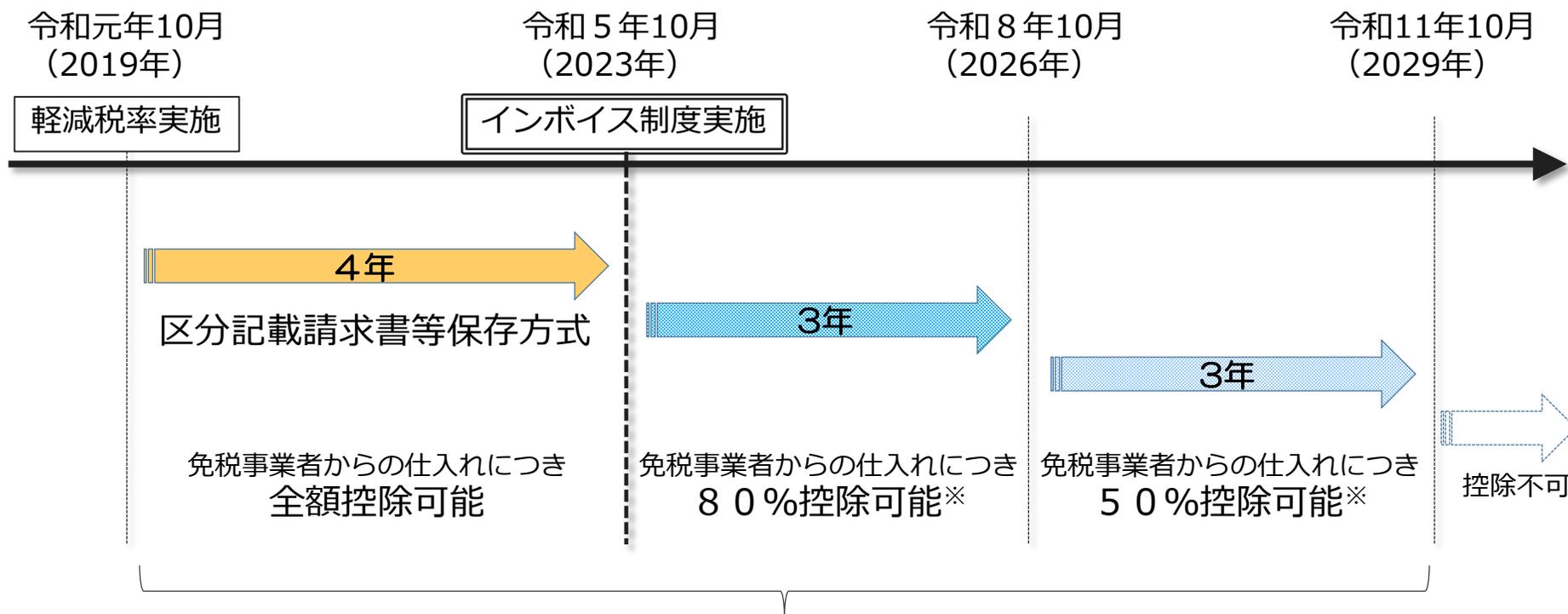
○仮に、総額660の価格で取引を行った場合・・・



(注) ただし、現実の取引において、上記のように免税事業者と「同じモノやサービス」を、「同じ態様」や「同じ価格」などで提供している課税事業者が存在するとは限らない点にも留意が必要。

インボイス制度への円滑な移行のための経過措置について

- インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。

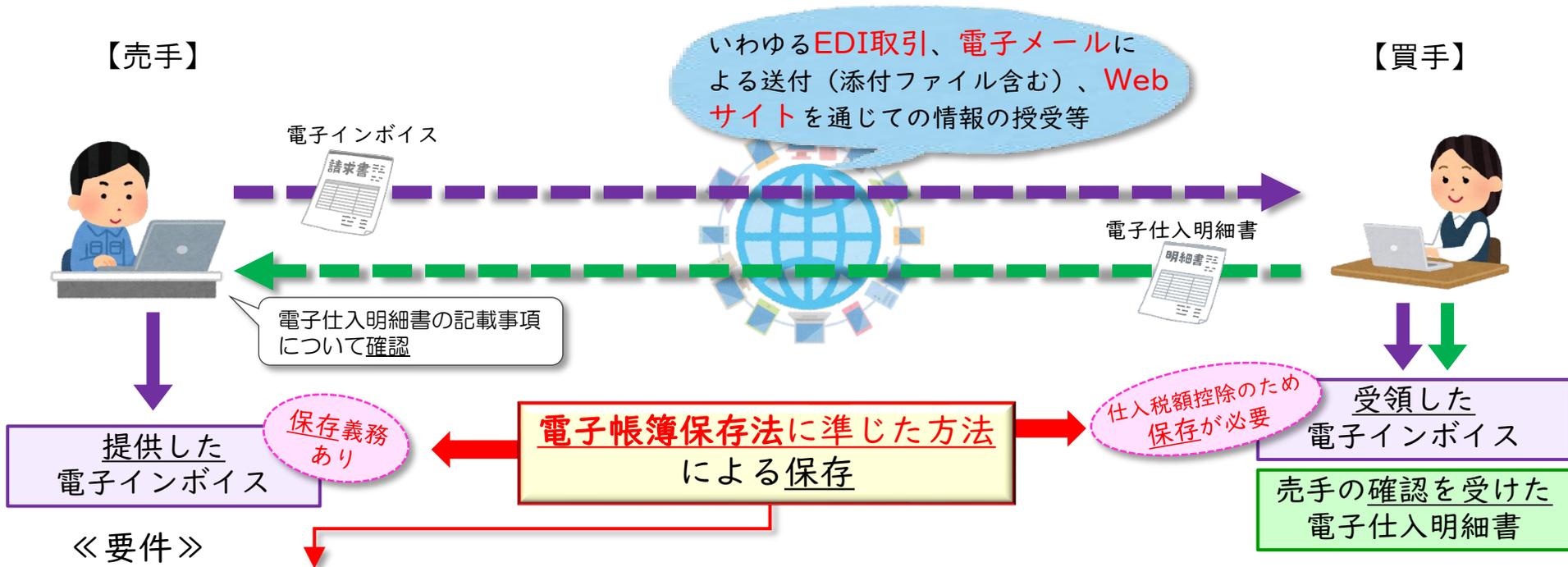


インボイス制度への円滑な移行のため、10年間の経過措置期間を設けている
(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

適格請求書等の電磁的記録による提供（電子インボイス）について

- 適格請求書・適格返還請求書といった書類は、その記載事項につき、電磁的記録による提供も可能となっている（いわゆる**電子インボイス**）。この際、書類と電磁的記録によりこれらの書類の記載事項を満たすことも可能となる。
- 仕入明細書のように買手が作成する書類についても、電磁的記録により作成・提供し、売手の確認を受けたもの（電子仕入明細書）を保存することで、仕入税額控除が可能となる。
- 提供した又は受領した電磁的記録については、**電子帳簿保存法に準じた方法による保存**が必要となる。



《要件》

- ① 次のいずれかの措置を行う
 - イ タイムスタンプが付された後にインボイスの授受を行う
 - ロ 授受後に速やかにタイムスタンプを付す
 - ハ データの訂正・削除の記録が残る又は訂正・削除できないクラウドシステム等を使用する
 - ニ 訂正・削除防止に関する事務処理規程を定める

- ② システム概要書等の備付け
- ③ 操作説明書の備付け、ディスプレイ及び紙への出力性の確保
- ④ 検索機能の確保

(注) 整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面による保存も認められる。

消費税のみの取扱い

○ 登録番号の構成

事業者の新たな事務負担を最小限に抑える観点から、下表のとおりとする。

区 分	番号の構成
法人番号を保有する課税事業者（法人）	T+法人番号（13桁）
法人番号を保有しない課税事業者（個人事業者等）	T+13桁の数字 ^(注)

(注) 13桁の数字には、マイナンバー（個人番号）は用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号とする。

○ 申請手続の概要

登録申請書は、令和3年10月1日以降、提出することができる。（e-Taxでも申請可能）

令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者は、原則として令和5年3月31日までに申請しなければならない

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録
申請書

登録・公表
登録年月日
はR5.10.1
とみなす

通知

申請はぜひe-Taxで
お願いします。



<登録状況の確認方法の概要>

- 検索機能**
 国税庁ホームページに構築予定の公表サイトにおいて「登録番号」を基に検索を行うことを可能とする（令和3年10月以降、利用開始）。

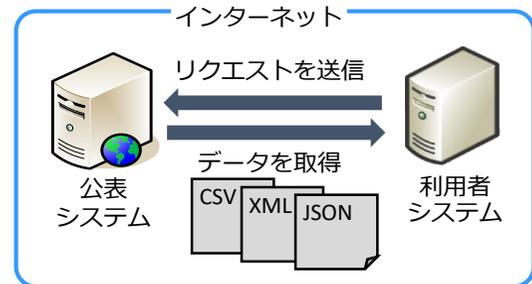
<確認可能なデータ>

氏名又は名称（法人の本店又は主たる事務所の所在地）
登録番号、登録年月日（取消年月日、失効年月日等）

- その他の機能**
 検索機能のほか、Web-API機能^(※)、データダウンロード機能についても提供

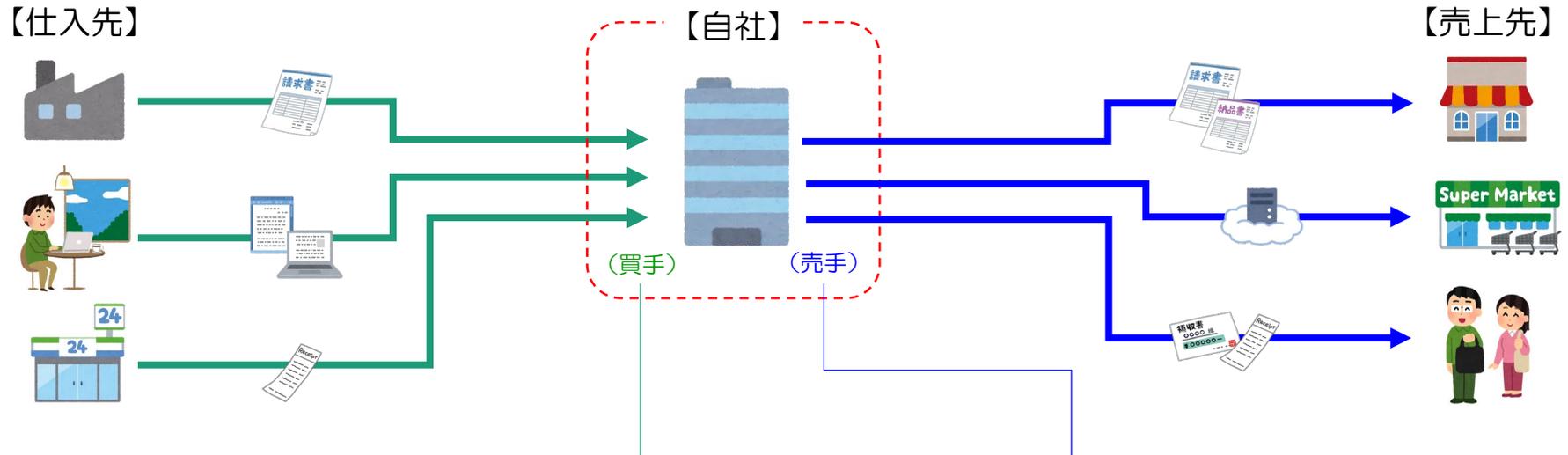
※ Web-API機能とは？

システム間でデータ連携を行うためのインターフェース。利用には、事前にアプリケーションIDの発行届出を必要とする。



(まとめ) インボイス制度開始に向けた準備・対応のポイント

- 制度内容の大枠を把握して、**売手と買手のそれぞれの観点**で、必要となる対応を整理・検討し、具体化していくことが準備・対応のポイントとなる。



● 買手としての準備・対応の一例

※ 簡易課税を適用すれば、インボイスの保存がなくとも仕入税額控除可能

- 継続的に取引のある仕入先等から**受け取る請求書等がインボイス対応しているか**を確認
- 必要に応じた**取引先への問い合わせ**
- 取引先等と**取引条件を交渉する社員**や**調達に関連する社員・部門への周知**

● 売手としての準備・対応の一例

- **インボイス発行事業者となるか**検討・決定
- **自身が作成している書類** (請求書、納品書、レシート) を把握し**何をインボイスとするか**の検討
- どのように見直せば**インボイスとして記載事項を満たすか**を検討 (税率、税額、登録番号の記載や端数処理)
- インボイスの**交付及び保存方法**の検討 (電磁的記録、券売機、レジ、手書きなど)

参 考

返品があった場合の対応について

- 適格請求書等保存方式において、対価の返還等（値引き・返品・割戻し）が行われた場合には、「売り手」から「買い手」に対して「適格返還請求書」を交付する必要がある。
- 適格返還請求書の記載事項は以下のとおり

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称
 - ⑤ 対価の返還等に係る課税資産の譲渡等の内容（軽減対象である場合にはその旨）
 - ② 登録番号
 - ⑥ 対価の返還等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額
 - ③ 対価の返還等を行う年月日
 - ⑦ 対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率
 - ④ 対価の返還等に係る課税資産の譲渡等を行った年月日
- 適格返還請求書の記載事項は、相互の関連が明確な複数の書類により満たすことが可能。
- 適格返還請求書と適格請求書の内容を一の書類で記載することも可能。その場合、対価の額と消費税額等については、（得意先ごとに）継続適用を条件に、相殺表示が可能。（消費税額等は、返品額相殺後の対価の額から計算）

軽減税率制度・インボイス制度対応

請求書
《4月分》 ○年○月○日

●● (株) 御中 (株) △△

登録番号: T123456...

請求金額合計 214,760円

月	日	取引	伝票番号	売上金額(税抜き)	
4	1	売上	123	8%	2,000
				10%	600
	3	返品	456	8%	1,500
				10%	300
	4	売上	789	10%	30,000
			...		
合計		売上額	消費税額等	返品額	消費税額等
8%対象		100,000円	8,000円	-3,000円	-240円
10%対象		110,000円	11,000円	-10,000円	-1,000円

仕入伝票(納品書)

○年4月1日 伝票No.123

(品名)	(数量)	(税抜金額)
食品※	1	2,000
日用品	1	600

(注)※は軽減税率対象

返品伝票

○年4月3日 伝票No.456

(品名)	(数量)	(税抜金額)
○年3月 食品※	1	1,500
○年2月 日用品	1	300

(注)※は軽減税率対象

いつの売上に係る返品かを示す必要があるが、月単位や「○月～△月分」といった記載も可能であるほか、返品等の処理を合理的な方法により継続して行っているのであれば、その処理に基づく年月日の記載でも差し支えない。
例)「前月末日」や、その商品の「最終取引年月日」

継続適用を条件に、相殺表示が可能(※)
8% 売上額 97,000円 税額 7,760円
10% 売上額 100,000円 税額10,000円

※ 相殺表示を行う際は、相殺後の対価の額から税額を計算し、端数処理もそのタイミングで行う

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

◆ インボイス制度は、令和5年10月1日から始まります。また、令和5年10月1日からインボイス発行事業者になる場合は、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。

◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。

(ご参考) こちらも併せてご参照ください。

① 国税庁「インボイス制度特設サイト」

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

① 国税庁
ホームページへ



② 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」

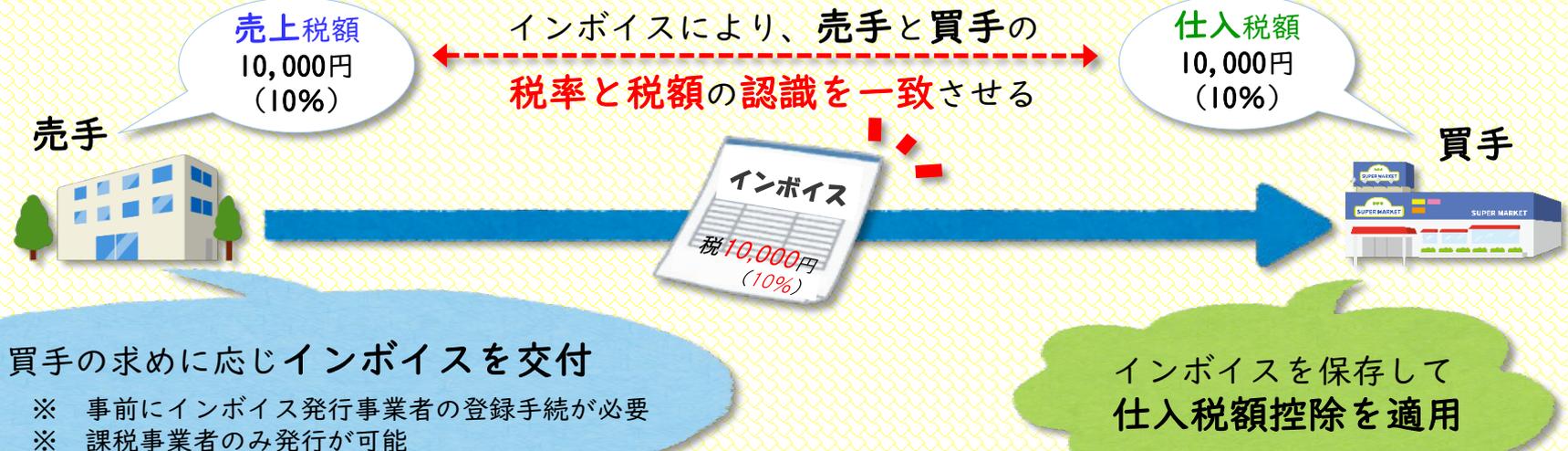
免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や下請法等を踏まえた解説をしています。

② 公正取引委員会
ホームページへ



インボイス制度の概要

令和5年10月1日～





まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から…

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

□ 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。
- 売上先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、売上先はインボイスを必要としません。
- それ以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できます。
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。

□ 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります（簡易課税制度を適用することで、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます）。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

□ 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 令和5年10月1日のインボイス制度の開始当初からインボイスを交付する場合は、令和5年3月31日までに、登録申請手続を行う必要があります。e-Taxによる登録申請手続をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（売手編）



次に売手としての準備に取りかかりましょう

取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう

- 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。

交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう

- インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うこととなります。
- 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
- 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
- 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。

売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう

- 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っていると伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。

インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう

- 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

必要に応じて価格の見直しも検討しましょう

- それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（買手編）



その次に買手としての準備に取りかかりましょう

簡易課税制度を適用するかを確認しましょう

- 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です（よって、以下の項目は検討不要）。

自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう

- 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
- 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。

継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう

- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
- 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
- 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。

受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう

- 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
- 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
- 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。

帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう

- インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
- インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
- 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）